

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年6月20日

奈良県知事 山下 真

## 1 業務概要

### (1) 業務名

奈良の食文化情報調査および発信業務

### (2) 業務の目的

県内各地には昔から受け継がれている貴重な食文化が存在するが、生活様式の変化等により、次世代に受け継がれず、埋もれ衰退していくことが危惧される。本事業では、令和5年度に県で実施した奈良の食文化に関する調査結果をベースに拡充的な調査を行い、これらの情報を関係事業者間でも共有し、奈良の食文化の魅力を国内外に発信することで、地域の食文化の継承と活用を図る。

### (3) 業務内容

- ①奈良の食文化（柿の葉寿司・奈良漬・吉野本葛）情報調査の実施
- ②食文化伝承のためのワークショップの実施
- ③英語版「食文化ストーリー（※）」の作成および配布

※食文化ストーリー：食文化の文化的価値をわかりやすく伝えるA4用紙2枚程度の資料

### (4) 業務の仕様等

業務の仕様については、別途配布する「奈良の食文化情報調査および発信業務 業務説明書」（以下「業務説明書」という。）による。

### (5) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

### (6) 委託上限額

3,330,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 参加資格

### (1) この委託事業における受託者募集に参加できる者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できる事業者とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ①物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目Q4（調査分析業務）、Q5（広告・イベント業務）、またはQ7（諸サービス）で登録している者であること。  
なお、新たに入札資格を得ようとする者は、提案書の提出時までに資格者の登録申請を終えていることを条件とする。
- ②平成31年4月1日から公告日までに、国または地方公共団体から、食文化や郷土料理に関する調査業務またはイベント業務を実施した実績を有する者（共同事業体等の構成員としての実績を有する場合も可）であること。
- ③奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法

- (平成 14 年法律第 154 号) の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑥役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人でないこと。
- ⑦役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が經營に実質的に関与していないこと。
- ⑨役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑪役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

### 3 失格事項

- (1) 応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ①参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
  - ②複数の提案書等を提出したとき。
  - ③提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
  - ④提出書類に虚偽又は不正があったとき。
  - ⑤提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
  - ⑥そのほか不正な行為があったとき。

### 4 手続等

(1) 担当部署（書類の提出先及び問い合わせ先）

奈良県 食農部 豊かな食と農の振興課 美味しい奈良・賑わいづくり推進係  
所在地 〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地  
TEL 0742-27-7401、FAX 0742-26-6211

(2) 業務説明書の配布

令和 6 年 6 月 20 日（木）から 7 月 10 日（水）午後 5 時までの間に、上記（1）の担当部署または奈良県豊かな食と農の振興課ホームページから入手するものとする。

ただし、担当部署における配布は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年 3 月 31 日奈良県条例第 32 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

(3) 参加表明書の提出

① 提出期間

令和 6 年 6 月 27 日（木）の午後 5 時まで

ただし、受付は午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までとし、県の休日を除く。

② 提出先

（1）の担当部署

③ 提出物および提出部数

- ・様式 1－1 参加表明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・様式 1－2 企業概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・様式 1－3 業務実績・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・業務実績に係る契約書や仕様書等の写し・・・・・・・・ 1部

④ 提出方法

持参または郵送

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

(4) 提案書の提出

① 提出期間

令和6年7月10日（水）の午後5時まで

ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

② 提出先

（1）の担当部署

③ 提出物および提出部数

- ・様式 2－1 提案書の提出について… 2部
- ・様式 2－2 実施体制…………… 2部
- ・様式 2－3 提案書…………… 2部
- ・見積書（任意様式）…………… 2部

④ 提出方法

持参または郵送

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

(5) 質問の受付

業務説明書に示すところによる。

(6) 留意事項

業務説明書に示すところによる。

5 受託者の特定

提案書を評価基準に基づき順位付けを行い、最上位の提案者を受託者として特定する。

6 契約の締結

上記5により特定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、上記5により順位付けされた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

(1) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出物は返却しない。

(3) 受託者が本業務を履行する際は、関係法令を遵守すること。

(4) その他、詳細は業務説明書によるものとする。